

平成28年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例案新旧対照表

議案第69号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 …………… 1

改正後	改正前																																
<p>別表第2(第15条、第22条関係) 廿日市市スポーツセンター (1) 個人で利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金の範囲(1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>小人</th> <th>大人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表において、「小人」とは小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>6歳に達する日</u>の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) 専用して利用する場合 ア メインアリーナ、サブアリーナ、武道場及びプール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金の範囲(1時間までごとに)</th> </tr> <tr> <th>小人の利用のため専用する場合</th> <th>大人の利用のため専用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～8 (略)</p> <p>9 この表において、「小人」とは小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>6歳に達する日</u>の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p>	区 分	利用料金の範囲(1人1回につき)		小人	大人	(略)			区 分	利用料金の範囲(1時間までごとに)		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合	(略)			<p>別表第2(第15条、第22条関係) 廿日市市スポーツセンター (1) 個人で利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金の範囲(1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>小 人</th> <th>大 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表において、「小人」とは小学校、中学校____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>15歳に達する日</u>の翌日____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) 専用して利用する場合 ア メインアリーナ、サブアリーナ、武道場及びプール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金の範囲(1時間までごとに)</th> </tr> <tr> <th>小人の利用のため専用する場合</th> <th>大人の利用のため専用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～8 (略)</p> <p>9 この表において、「小人」とは小学校、中学校____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>15歳に達する日</u>の翌日____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p>	区 分	利用料金の範囲(1人1回につき)		小 人	大 人	(略)			区 分	利用料金の範囲(1時間までごとに)		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合	(略)		
区 分		利用料金の範囲(1人1回につき)																															
	小人	大人																															
(略)																																	
区 分	利用料金の範囲(1時間までごとに)																																
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合																															
(略)																																	
区 分	利用料金の範囲(1人1回につき)																																
	小 人	大 人																															
(略)																																	
区 分	利用料金の範囲(1時間までごとに)																																
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合																															
(略)																																	

改正後		改正前																	
10・11 (略)		10・11 (略)																	
イ 会議室		イ 会議室																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金の範囲 (1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金の範囲 (1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)	(略)									
区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)																		
(略)																			
区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)																		
(略)																			
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)																	
<p>4 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲 (スポーツに関する会議、説明会その他これらに類する集会以外の目的に専用する場合は、備考3で定める利用料金の範囲とする。) に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍 (小人 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。) の利用のため専用する場合にあつては5倍) に相当する額を加算した額の範囲とする。</p>		<p>4 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲 (スポーツに関する会議、説明会その他これらに類する集会以外の目的に専用する場合は、備考3で定める利用料金の範囲とする。) に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍 (小人 (小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日_____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。) の利用のため専用する場合にあつては5倍) に相当する額を加算した額の範囲とする。</p>																	
5・6 (略)		5・6 (略)																	
(3) (略)		(3) (略)																	
峰高公園多目的広場 (略)		峰高公園多目的広場 (略)																	
佐伯総合スポーツ公園体育館		佐伯総合スポーツ公園体育館																	
(1) 個人で利用する場合		(1) 個人で利用する場合																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金の範囲 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>小 人</th> <th>大 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金の範囲 (1人1回につき)		小 人	大 人	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金の範囲 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>小 人</th> <th>大 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金の範囲 (1人1回につき)		小 人	大 人	(略)		
区 分	利用料金の範囲 (1人1回につき)																		
	小 人	大 人																	
(略)																			
区 分	利用料金の範囲 (1人1回につき)																		
	小 人	大 人																	
(略)																			
備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。		備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日_____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。																	

改正後

(2) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する 場合	大人の利用のため専用 する場合
(略)		

備考 1～4 (略)

5 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がないものをいう。

6・7 (略)

佐伯総合スポーツ公園野球場

(1) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する 場合	大人の利用のため専用 する場合
(略)		

備考 1～3 (略)

4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がないものをいう。

5・6 (略)

(2) 附属設備を利用する場合

改正前

(2) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する 場合	大人の利用のため専用 する場合
(略)		

備考 1～4 (略)

5 この表において、「小人」とは小学校、中学校____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がないものをいう。

6・7 (略)

佐伯総合スポーツ公園野球場

(1) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する 場合	大人の利用のため専用 する場合
(略)		

備考 1～3 (略)

4 この表において、「小人」とは小学校、中学校____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がないものをいう。

5・6 (略)

(2) 附属設備を利用する場合

改正後

ア 本部席及びスコアボード

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合
(略)		

備考 1～3 (略)

4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

5・6 (略)

イ (略)

佐伯総合スポーツ公園陸上競技場

(1) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
(略)		

備考 1～4 (略)

5 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

6・7 (略)

(2) (略)

改正前

ア 本部席及びスコアボード

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合
(略)		

備考 1～3 (略)

4 この表において、「小人」とは小学校、中学校____
__、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

5・6 (略)

イ (略)

佐伯総合スポーツ公園陸上競技場

(1) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
(略)		

備考 1～4 (略)

5 この表において、「小人」とは小学校、中学校____
__、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

6・7 (略)

(2) (略)

改正後		改正前			
佐伯総合スポーツ公園テニスコート		佐伯総合スポーツ公園テニスコート			
(1) 専用して利用する場合		(1) 専用して利用する場合			
区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)		区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)	
	小人の利用のため専用する 場合	大人の利用のため専用 する場合		小人の利用のため専用する 場合	大人の利用のため専用 する場合
(略)		(略)			
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)			
4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で <u>6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u> にないものをいう。		4 この表において、「小人」とは小学校、中学校____ __、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で <u>15歳に達する日の翌日_____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u> にないものをいう。			
5・6 (略)		5・6 (略)			
(2) (略)		(2) (略)			

改正後	改正前												
<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 施設の利用料金</p> <table border="1" data-bbox="174 316 1079 395"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この表において、「小人」とは小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい</u>、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>2 (略)</p>	区 分	単 位	利用料金の範囲	(略)			<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 施設の利用料金</p> <table border="1" data-bbox="1173 316 2078 395"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この表において、「小人」とは小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>15歳に達する日の翌日_____から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい</u>、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>2 (略)</p>	区 分	単 位	利用料金の範囲	(略)		
区 分	単 位	利用料金の範囲											
(略)													
区 分	単 位	利用料金の範囲											
(略)													

改正後			改正前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
区 分	単 位	利用料金の範囲	区 分	単 位	利用料金の範囲
(略)			(略)		
備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で <u>6歳に達する日後の最初の4月1日</u> から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。			備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で <u>15歳に達する日の翌日</u> から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。		

改正後		改正前	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区 分	利用料金の範囲	区 分	利用料金の範囲
(略)		(略)	
<p>備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>6歳に達する日後の最初の4月1日</u>から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。</p>		<p>備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で<u>15歳に達する日の翌日</u>から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。</p>	

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
区 分	単 位	利用料金の範囲	区 分	単 位	利用料金の範囲
(略)			(略)		
備考			備考		
1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。			1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものとする。 (新設)		
2 「 <u>小学校児童</u> 」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u>					
3 (略)			2 (略)		
4 (略)			3 (略)		
5 (略)			4 (略)		

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
区 分	単 位	利用料金の範囲	区 分	単 位	利用料金の範囲
(略)			(略)		
備考 この表において、「 <u>幼児</u> 」とは <u>3歳以上の者</u> で小学校就学前のものをいい、「 <u>小学校児童</u> 」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。			備考 _____「 <u>幼児</u> 」とは、 <u>3歳以上の者</u> で小学校就学前のものをいう。		

改正後			改正前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区 分	単 位	利用料金の範囲	区 分	単 位	利用料金の範囲
(略)			(略)		
備考 この表において、「 <u>幼児</u> 」とは <u>3歳以上の者</u> で小学校就学前のものをいい、「 <u>小学校児童</u> 」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。			備考 _____「 <u>幼児</u> 」とは、 <u>3歳以上の者</u> で小学校就学前のもの _____ _____ _____をいう。		

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
区 分	単 位	利用料金の範囲	区 分	単 位	利用料金の範囲
(略)			(略)		
備考 <u>キャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、小学校児童（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）</u> についてはこの表に定める額の2分の1の額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1の額とする。			備考 キャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、小学校児童_____ _____ _____についてはこの表に定める額の2分の1の額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1の額とする。		

改正後							改正前						
別表（第5条関係）							別表（第5条関係）						
区 分	入館料（1人1回につき）						区 分	入館料（1人1回につき）					
	個 人			団体（15人以上の場合）				個 人			団体（15人以上の場合）		
	一般	高校生	小学生及 び中学生	一般	高校生	小学生及 び中学生		一般	高校生	小学生・ 中学生	一般	高校生	小学生・ 中学生
(略)							(略)						
備考							備考						
1 この表において「一般」とは、15歳以上の者（備考2から備考4までに定める_____者を除く。）をいう。							1 この表において「一般」とは、15歳以上の者（ <u>高等学校及び中学校の生徒並びにこれに準ずる者を除く。</u> ）をいう。						
2 この表において「高校生」とは、 <u>高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。</u>							2 この表において「高校生」とは、 <u>高等学校の生徒及びこれに準ずる_____者をいう。</u>						
3 この表において「小学生」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u>							3 この表において「小学生・中学生」とは、 <u>小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれに準ずる者をいう。</u>						
4 この表において「中学生」とは、 <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者及びこれら以外の者で12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u>							(新設)						

改正後			
別表第1（第10条関係）			
区分		単位	入館料の額
個人	(略)		
	小学生及び中学生	1人1回	700円
	(略)		
20人以上の団体	(略)		
	小学生及び中学生	1人につき1回	560円
	(略)		
(略)			
年間入館券	(略)		
	小学生及び中学生	1人1年間	1,700円
	(略)		

備考

- 1 「一般」とは、小学生、中学生、幼児 及び4歳未満の者以外のものをいう。
- 2 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部その他これらに準ずる学校に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 3 「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部その他これらに準ずる学校に在学する者及びこれら以外の者で12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 「高校生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 8 年間入館券における「一般」、「小学生」、「中学生」及び「幼児」と

改正前			
別表第1（第10条関係）			
区分		単位	入館料の額
個人	(略)		
	小学生・中学生	1人1回	700円
	(略)		
20人以上の団体	(略)		
	小学生・中学生	1人につき1回	560円
	(略)		
(略)			
年間入館券	(略)		
	小学生・中学生	1人1年間	1,700円
	(略)		

備考

- 1 「一般」とは、「小学生・中学生」、「幼児」及び4歳未満の者以外のものをいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

(新設)

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる 者をいう。
- 7 年間入館券における「一般」、「小学生・中学生」及び「幼児」と

改正後	改正前
は、入館料の納付の日においてそれぞれ備考1から備考4までに定める要件に該当する者をいう。 <u>9</u> (略)	は、入館料の納付の日においてそれぞれ備考1から備考3に定める要件に該当する者をいう。 <u>8</u> (略)

改正後			改正前		
別表第2（第13条関係）			別表第2（第13条関係）		
区 分	単 位	使用料	区 分	単 位	使用料
(略)			(略)		
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 「 <u>小学校児童</u> 」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u>			1 (略) (新設)		
3 (略)			2 (略)		
4 (略)			3 (略)		
5 (略)			4 (略)		
別表第3（第18条関係）			別表第3（第18条関係）		
区 分	単 位	利用料金の範囲	区 分	単 位	利用料金の範囲
(略)			(略)		
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 「 <u>小学校児童</u> 」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u>			1 (略) (新設)		
3 (略)			2 (略)		

改正後	改正前																																																
<p>別表中「第6条関係」を「第20条関係」に、「<u>一時使用</u>」を「<u>一時利用</u>」に改め、同表中備考6を備考9とし、同表備考5中「一時使用」を「一時利用」に改め、同備考を同表備考8とし、同表中備考4を備考7とし、同表備考3中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同備考を同表備考6とし、同表備考2中「夏季とは、7月20日から8月31日までの期間を、」を削り、同備考を同表備考5とし、同表中備考1を備考2とし、同備考の次に次のように加える。</p> <p>3 「<u>小学校児童</u>」とは、<u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u></p> <p>4 「<u>中学生以上</u>」とは、<u>小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。</u></p> <p>別表備考2の前に次のように加える。</p> <p>1 「<u>小学生以上</u>」とは、<u>6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。</u></p> <p>別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビーチハウス</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>シャワー（水・温水）</td> <td>10時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>風呂</td> <td>11時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>栈敷</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族用ケビン</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から15時まで</td> </tr> <tr> <td>団体用ケビンA</td> <td>16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td>第1・第2炊事棟</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体用ケビンB</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から15時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	ビーチハウス	9時から17時まで	シャワー（水・温水）	10時から17時まで	風呂	11時から17時まで	栈敷	9時から17時まで	家族用ケビン	宿泊	16時から翌日の11時まで	一時利用	9時から15時まで	団体用ケビンA	16時から翌日の11時まで	第1・第2炊事棟	9時から17時まで	団体用ケビンB	宿泊	16時から翌日の11時まで	一時利用	9時から15時まで	<p>別表中「第6条関係」を「第20条関係」に、「一時使用」を「一時利用」に改め、同表備考2中「夏季とは、7月20日から8月31日までの期間を、」を削り、同表備考3中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同表備考5中「一時使用」を「一時利用」に改め、同表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビーチハウス</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>シャワー（水・温水）</td> <td>10時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>風呂</td> <td>11時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>栈敷</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族用ケビン</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から15時まで</td> </tr> <tr> <td>団体用ケビンA</td> <td>16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td>第1・第2炊事棟</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体用ケビンB</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から15時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	ビーチハウス	9時から17時まで	シャワー（水・温水）	10時から17時まで	風呂	11時から17時まで	栈敷	9時から17時まで	家族用ケビン	宿泊	16時から翌日の11時まで	一時利用	9時から15時まで	団体用ケビンA	16時から翌日の11時まで	第1・第2炊事棟	9時から17時まで	団体用ケビンB	宿泊	16時から翌日の11時まで	一時利用	9時から15時まで
区分	利用時間																																																
ビーチハウス	9時から17時まで																																																
シャワー（水・温水）	10時から17時まで																																																
風呂	11時から17時まで																																																
栈敷	9時から17時まで																																																
家族用ケビン	宿泊	16時から翌日の11時まで																																															
	一時利用	9時から15時まで																																															
団体用ケビンA	16時から翌日の11時まで																																																
第1・第2炊事棟	9時から17時まで																																																
団体用ケビンB	宿泊	16時から翌日の11時まで																																															
	一時利用	9時から15時まで																																															
区分	利用時間																																																
ビーチハウス	9時から17時まで																																																
シャワー（水・温水）	10時から17時まで																																																
風呂	11時から17時まで																																																
栈敷	9時から17時まで																																																
家族用ケビン	宿泊	16時から翌日の11時まで																																															
	一時利用	9時から15時まで																																															
団体用ケビンA	16時から翌日の11時まで																																																
第1・第2炊事棟	9時から17時まで																																																
団体用ケビンB	宿泊	16時から翌日の11時まで																																															
	一時利用	9時から15時まで																																															

改正後		
集会室		9時から17時まで
レストハウス	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
テニスコート	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
運動広場		9時から21時まで
バーベキューハウス	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで
キャンプ場	宿泊者	16時から翌日の11時まで
	宿泊者以外	9時から15時まで
D地区屋外炊事棟	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで

備考

- 1 ビーチハウス、シャワー（水）、風呂（団体用を除く。）及び棧敷については、夏季に限る。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

別表第2（第10条関係）

区分	単位	利用料金の範囲
シャワー（水）	小学生以上の者	1人1回につき 100円から 260円まで
シャワー（温水）	1人1回につき	150円から 390円まで
風呂	幼児	1人1回につき 70円から 190円まで
	小学生以上の者	150円から

改正前		
集会室		9時から17時まで
レストハウス	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
テニスコート	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
運動広場		9時から21時まで
バーベキューハウス	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで
キャンプ場	宿泊者	16時から翌日の11時まで
	宿泊者以外	9時から15時まで
D地区屋外炊事棟	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで

備考

- 1 ビーチハウス、シャワー（水）、風呂（団体用を除く。）及び棧敷については、夏季に限る。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

別表第2（第10条関係）

区分	単位	利用料金の範囲
シャワー（水）	小学生以上の者	1人1回につき 100円から 260円まで
シャワー（温水）	1人1回につき	150円から 390円まで
風呂	幼児	1人1回につき 70円から 190円まで
	小学生以上の者	150円から

改正後					改正前						
				390円まで					390円まで		
棧敷		1区画(5平方メートル)1日につき		1,570円から 4,090円まで	棧敷		1区画(5平方メートル)1日につき		1,570円から 4,090円まで		
家族用 ケビン	宿泊	通常期		1戸1泊につき	7,560円から 19,650円まで	家族用 ケビン	宿泊	通常期		1戸1泊につき	7,560円から 19,650円まで
		夏季			8,400円から 21,840円まで			夏季			8,400円から 21,840円まで
	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間 までごとに	630円から 1,630円まで	家族用 ケビン	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間 までごとに	630円から 1,630円まで
			夏季		730円から 1,910円まで				夏季		730円から 1,910円まで
		宿泊者以外	通常期	1,260円から 3,270円まで			宿泊者以外	通常期	1,260円から 3,270円まで		
			夏季	1,470円から 3,820円まで				夏季	1,470円から 3,820円まで		
団体用 ケビン A	宿泊	幼児		1人1泊につき	260円から 670円まで	団体用 ケビン A	宿泊	幼児		1人1泊につき	260円から 670円まで
		小学校児童			520円から 1,360円まで			小学校児童			520円から 1,360円まで
		中学生以上の者			1,050円から 2,730円まで			中学生以上の者			1,050円から 2,730円まで
第1・第2炊事棟		1人1回につき		150円から 400円まで	第1・第2炊事棟		1人1回につき		150円から 400円まで		
団体用 ケビン B	宿泊	通常期		1戸1泊につき	25,200円から 65,520円まで	団体用 ケビン B	宿泊	通常期		1戸1泊につき	25,200円から 65,520円まで
		夏季			27,820円から 72,340円まで			夏季			27,820円から 72,340円まで
		宿泊者	通常期	1戸につき1時間 までごとに	2,520円から 6,550円まで			宿泊者	通常期	1戸につき1時間 までごとに	2,520円から 6,550円まで
			夏季						夏季		

改正後				
			夏季	2,780円から 7,220円まで
		宿泊者以外	通常期	3,780円から 9,820円まで
			夏季	4,150円から 10,800円まで
集会室			1日につき	4,200円から 10,920円まで
			1時間までごとに	630円から 1,630円まで
テニスコート	平日	1面につき1時間 までごとに		520円から 1,360円まで
	日曜日及び休日			680円から 1,760円まで
運動広場（照明を使用する場合）			30分まで	1,050円から 2,730円まで
			30分を超え30分ま でごとに	260円から 670円まで
バーベキューハウス			1人1回につき	100円から 270円まで
D地区屋外炊事棟			1人1回につき	50円から 130円まで

備考

- 1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。
- 2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

改正前				
			夏季	2,780円から 7,220円まで
		宿泊者以外	通常期	3,780円から 9,820円まで
			夏季	4,150円から 10,800円まで
集会室			1日につき	4,200円から 10,920円まで
			1時間までごとに	630円から 1,630円まで
テニスコート	平日	1面につき1時間 までごとに		520円から 1,360円まで
	日曜日及び休日			680円から 1,760円まで
運動広場（照明を使用する場合）			30分まで	1,050円から 2,730円まで
			30分を超え30分ま でごとに	260円から 670円まで
バーベキューハウス			1人1回につき	100円から 270円まで
D地区屋外炊事棟			1人1回につき	50円から 130円まで

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

改正後

にあるものをいう。

- 4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。
- 5 通常期とは、夏季以外の期間をいう。
- 6 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 7 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分		単位	加算する額	備考
家族用ケビン	宿泊	通常期	1,890円から 4,910円まで	超える員数は1人 までとする。
		夏季	2,100円から 5,460円まで	
団体用ケビン	宿泊	通常期	1,570円から 4,090円まで	超える員数は4人 までとする。
		夏季	1,730円から 4,510円まで	
B				

- 8 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分	単位	加算する額	
家族用ケビン	宿泊	1戸1泊につき 780円から 2,040円まで	
	一時利用	1戸につき1時間までごと に 100円から 270円まで	
団体用ケビンA	14人用 24人用	宿泊	1戸1泊につき 2,620円から 6,820円まで 4,200円から 10,920円まで
		団体用ケビンB	宿泊

改正前

- 2 通常期とは、夏季以外の期間をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分		単位	加算する額	備考
家族用ケビン	宿泊	通常期	1,890円から 4,910円まで	超える員数は1人 までとする。
		夏季	2,100円から 5,460円まで	
団体用ケビン	宿泊	通常期	1,570円から 4,090円まで	超える員数は4人 までとする。
		夏季	1,730円から 4,510円まで	
B				

- 5 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分	単位	加算する額	
家族用ケビン	宿泊	1戸1泊につき 780円から 2,040円まで	
	一時利用	1戸につき1時間までごと に 100円から 270円まで	
団体用ケビンA	14人用 24人用	宿泊	1戸1泊につき 2,620円から 6,820円まで 4,200円から 10,920円まで
		団体用ケビンB	宿泊

改正後				改正前											
集会室	一時利用	1戸につき1時間までごとに	260円から 670円まで	集会室	一時利用	1戸につき1時間までごとに	260円から 670円まで								
		1日につき	2,100円から 5,460円まで			1日につき	2,100円から 5,460円まで								
		1時間までごとに	310円から 810円まで			1時間までごとに	310円から 810円まで								
<p>9 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面につき30分までごとに</td> <td>150円から 400円まで</td> </tr> </tbody> </table>				単位	加算する額	1面につき30分までごとに	150円から 400円まで	<p>6 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面につき30分までごとに</td> <td>150円から 400円まで</td> </tr> </tbody> </table>				単位	加算する額	1面につき30分までごとに	150円から 400円まで
単位	加算する額														
1面につき30分までごとに	150円から 400円まで														
単位	加算する額														
1面につき30分までごとに	150円から 400円まで														

改正後				改正前							
別表第2を削り、別表第1を次のように改める。 別表（第6条関係）				別表第2を削り、別表第1を次のように改める。 別表（第6条関係）							
施設	区分		単位	使用料		施設	区分		単位	使用料	
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	1,500円		簡易宿泊施設	宿泊	幼児・	1人1泊	1,500円	
		小学校児童		2,200円				小学校児童		2,200円	
		その他12歳以上の者		3,500円				その他12歳以上の者		3,500円	
	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円		一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円		
ケビンA	宿泊		1棟	16,500円		ケビンA	宿泊		1棟	16,500円	
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円			一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円	
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円		ケビンB	宿泊		1棟	12,350円	
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円			一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円	
研修室	1回4時間以内		1室	7,600円		研修室	1回4時間以内		1室	7,600円	
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円		風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円	
		小学校児童		350円				小学校児童		350円	
		その他12歳以上の者		600円				その他12歳以上の者		600円	
		入浴回数券		11枚綴り	6,000円			入浴回数券		11枚綴り	6,000円
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円		木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円	

改正後					改正前				
		4時間以内	1室	4,150円			4時間以内	1室	4,150円
	個人利用		1人	450円		個人利用		1人	450円
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円	ギャラリー	専用利用		1日	6,200円
			4時間以内	4,150円				4時間以内	4,150円
バーベキュー 施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円	バーベキュー 施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円			4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円
	野 外	1回4時間以内	1区画	1,650円		野 外	1回4時間以内	1区画	1,650円
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	450円			4時間を超えて1時間までごとに	1区画	450円
ふれあい ホ ー ル	9時から17時まで		1時間までごとに	3,450円	ふれあい ホ ー ル	9時から17時まで		1時間までごとに	3,450円
	17時から22時まで		1時間までごとに	5,400円		17時から22時まで		1時間までごとに	5,400円
	ピアノ		1回	5,150円		ピアノ		1回	5,150円
オートキャン プ場テントサ イ ト	宿 泊		1基	4,150円	オートキャン プ場テントサ イ ト	宿 泊		1基	4,150円
	一時利用	1回4時間以内	1基	2,200円		一時利用	1回4時間以内	1基	2,200円
RVパーク	宿 泊		1区画	2,000円	RVパーク	宿 泊		1区画	2,000円
グラウンド・ ゴルフ場	1ラウンド4時間以内 24ホール		1人	500円	グラウンド・ ゴルフ場	1ラウンド4時間以内 24ホール		1人	500円

改正後	改正前
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。 2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。 3 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。 4 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 5 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。 2 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。 3 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 4 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

